

物価高対応子育て応援手当

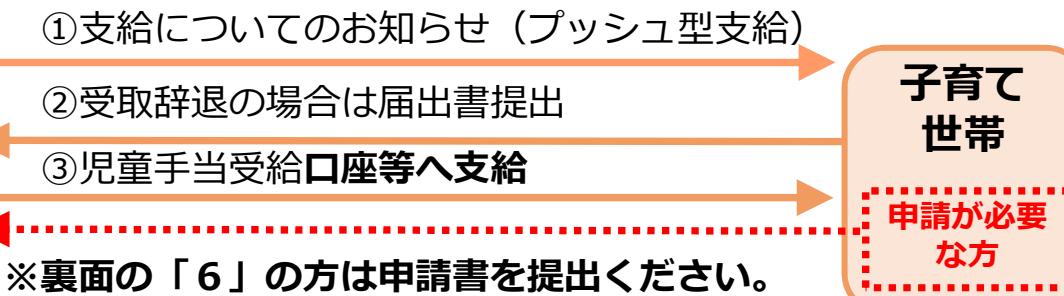
対象児童 1 人につき **2万円**を1回限りで支給します

■はじめに・・申請は必要ですか？

原則**申請は不要**です。

※申請が必要な方（公務員のかたなど）は裏面「6」をご覧ください。

- 手当を辞退する場合は、支給についてのお知らせに記載されている個別の期日までに子ども福祉課に連絡してください。
- 令和8年3月31日（火）までに振込ができなかった場合は、給付金の受け取りを辞退したものとみなします。



1. 支給対象児童

次に記載する児童が対象になります。

- (1) **令和7年9月分（※）の児童手当の支給対象児童**（※令和7年9月に出生した児童については10月分）
(2) **令和7年10月1日から令和8年3月31日までに出生した児童**

2. 支給対象者

上記（1）の児童手当受給者、

上記（2）の保護者のうち生計を維持する程度の高い者

3. 支給額

対象児童 1 人につき **2万円**（1回限り）です。

4. 支給時期

2月中旬から順次支給を開始します。

秋田市から児童手当が支給されているかたは、対象者に支給についてのお知らせを送付します。受取辞退がない場合は、児童手当口座に支給します。

裏面に続きます。必ずご確認ください！

5. 支給方法

(1) 児童手当受給者

原則、指定されている児童手当受給口座に振り込みます。

(2) 申請を行った保護者（「6」の対象者）

申請書で指定した口座に振り込みます。

※口座が解約・変更等により振込みができない場合で、令和8年3月31日まで振り込みができなかった場合は受取辞退があったものとみなします。

6. 申請が必要なかた

次に記載する方は申請が原則必要です。申請書を提出してください。

- ・所属庁から児童手当を受給している公務員（下記「公務員の方へ」を参照）
令和7年10月1日から令和8年3月31日までに出生した児童も含む
- ・10月1日以降に離婚等により児童手当の申請が必要になった保護者

～公務員の方へ～

公務員の方は、各所属庁から配布される申請書に必要事項を記載し、「児童手当受給状況証明」をしてもらった上で、子ども福祉課まで提出してください。

感染症予防対策と窓口混雑緩和の観点から、郵送または電子申請でのご提出にご協力ください
※詳しくは、秋田市ホームページを参照してください。

7. よくあるご質問

■引っ越しをした場合はどうなりますか（公務員以外）

9月分（令和7年9月に出生した児童については10月分）の児童手当を支給した市町村（特別区含む）から、児童手当受給口座もしくは届出書により届け出た口座に振り込まれます。ご不明な点があれば、前述の引越前の市町村にお問い合わせください。

■DV被害により、こどもとともに避難していますが、どうなりますか？

避難先の市町村で児童手当の受給者変更の手続きを行っている場合は、今回の手当の支給を受けることができますので、なるべく早く避難先の市町村にご相談ください。

お問い合わせ先（秋田市役所）

〒010-8560
秋田市山王一丁目1番1号 2階
子ども福祉課 給付・支援担当
電話：018-888-5689
(受付時間：平日8:30~17:15)

お問い合わせ先（国）

こども家庭庁 コールセンター
0120-252-071
(受付時間：平日9:00~18:00)



「物価高対応子育て応援手当」に関する

“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

ご自宅や職場などに都道府県・市区町村などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、すぐに秋田市の窓口または最寄りの警察署や警察相談専用電話（#9110）にご連絡ください。